

令和7年 第20回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和7年12月24日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
議案第34号	職員の人事について	1	×
議案第35号	指定管理者の指定について	2	○

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第61号	令和7年12月議会一般質問の概要について	3	○
報告第62号	教育行政相談の内容と対応について	4	×
報告第63号	上河内中学校における校舎長寿命化改修工事の完了について	5	○
報告第64号	学校等事件・事故について	6	×
報告第65号	市長の権限に属する事務の委任等及び委員会等との間における事務の補助執行に関する規則の一部改正	7	○

3 その他

番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
(1)	第18回うつのみや人づくりフォーラム実施結果について	資料	○
(2)	令和7年度教育支援者への感謝状の贈呈について	資料	○
(3)	令和7年度宇都宮市社会教育振興貢献団体への感謝状の贈呈について	資料	○

議案第35号

指定管理者の指定について
指定管理者について、次のように指定する。

令和7年12月24日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

(提案の理由)

令和7年度末をもって指定期間が満了となる公の施設に係る令和8年度からの指定管理者を指定するものです。

参照 宇都宮市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

指定管理者の指定について

◎ 趣 旨

令和 7 年第 4 回市議会定例会において、令和 7 年第 16 回教育委員会で協議した指定管理候補者の案のとおり指定管理者の指定の議決があったことから、当該案のとおり指定管理者を指定するもの

1 対象施設及び指定管理者の案

(1) 公募施設（指定管理候補者の審査結果については資料参照）

No	施 設	指定期間	指定管理者の案
1	宇都宮市立 南図書館 【4 期目】 所管：生涯学習課	5 年間	紀伊國屋書店・大高商事・藤井産業共同事業体 宇都宮市大通り 1 丁目 4 番 2 2 号 代表者 株式会社紀伊國屋書店宇都宮営業所 所長 大 湊 士 郎 宇都宮市宝木本町 1 4 7 4 番地 5 株式会社大高商事 代表取締役 伊 原 修 宇都宮市平出工業団地 4 1 番地 3 藤井産業株式会社 代表取締役 藤 井 昌 一

2 今後のスケジュール

令和 7 年 1 2 月 2 4 日 指定の告示

指定管理者への指定通知書の発送

令和 8 年 4 月 1 日～ 指定管理者による施設の管理運営

※ 令和7年第16回教育委員会の協議資料と
同じ内容となっております。

資 料

審 査 結 果 の 概 要

1 公募施設

(1) 審査方法

- ・ 公募施設については、『指定管理者選定委員会 環境・都市整備・教育部会』（以下「部会」という。）が「資格審査」と「提案審査」を経て、候補者（案）を作成し、市の指定管理者選定委員会が候補者（案）を決定する。
- ・ 「資格審査」については、申請書類に基づき、部会が応募団体の「住民の平等利用の確保」や「安定した能力の保持（組織能力、運営実績、財務能力など）」を審査し、配点の6割以上の得点を獲得した団体を合格とする。
- ・ 「提案審査」については、申請書類とプレゼンテーションに基づき、部会が「住民の平等利用の確保」や「サービスの向上」、「経費の縮減」を審査する。ただし、提案審査の対象が1団体の場合には、「サービスの向上」に係る得点が、配点の6割以上であることを合格の基準とする。

※ 評価を行う委員

資格審査：施設所管部長、各部会所属の次長等の職員及び専門委員（財務精通者）

提案審査：施設所管部長、各部会所属の次長等の職員及び専門委員（施設精通者）

(2) 審査結果

≪宇都宮市立南図書館≫

- ・ 指定管理者として適正と判断された団体「紀伊國屋書店・大高商事・藤井産業共同事業体」を指定の相手方候補とする。

順位	申請団体	共通	資格 審査	提案審査		
		住民の 平等利 用の確 保	安定 した 能力の 保持	サービ スの向 上	経費の縮減 (提案額) ※	合計得点
1	紀伊國屋書店・大 高商事・藤井産業 共同事業体 【現指定管理者】	適 正	合 格 71.00 点	140 点	60 点	200 点 満点
				103.80	60.00 (837,730 千円)	163.80

※ 指定管理料の上限額 837,860 千円（5年間総額）

【選定の理由】

充実した研修や接遇向上の取組，電子図書館の利用促進の提案により，「接遇の向上や利用しやすい環境づくり」の項目で高い評価を受けていること。

また，各種事業の協働実施を通じて地域や関係機関，企業，ボランティア等と幅広く連携を強化することや多世代間の交流が生まれる取組などの提案により，「地域振興・活性化に向けた取組やボランティア等との協働」の項目で高い評価を受けていること。

さらに，司書など多くの経験者の積極的な配置や本社による指導・助言体制など，適切な図書館業務の提案により，「図書館業務の円滑な実施体制」の項目で高い評価を受けていることなどにより，「サービスの向上」において得点が6割を超えているため。

報告第61号

令和7年12月議会一般質問の概要について

令和7年12月議会一般質問の概要について、次のように報告する。

令和7年12月24日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

記

1 質問件数と項目

課名	件数	項目
教育企画課	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育行政について <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子化社会における市立小中学校の在り方について ○ 宮っ子の誓いカードの活用機会の充実について ○ 公共施設マネジメントについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校を核とした地域拠点の整備について
学校管理課	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育にかかる費用負担の在り方について ○ 小中学校における余裕教室の活用について
学校教育課	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育行政について <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の不祥事について ○ 教育行政について <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の働き方改革について ○ 子ども・若者支援について <ul style="list-style-type: none"> ・ こども性暴力防止法の施行を見据えた対応について ○ 義務教育にかかる費用負担の在り方について ○ 教育行政について <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習者用デジタル教科書の導入について ○ 学校と教師の業務の3分類に係る働き方改革について ○ 女性活躍推進について ○ 本のまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの読書の質の向上について ○ 地域学校園と地域とのさらなる連携について ○ 平和教育について <ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行について ・ 慰霊碑の清掃活動について

学校健康課	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校と教師の業務の3分類に係る働き方改革について ○ 包括的性教育について ○ 学校給食費無償化について ○ 保健福祉行政について <ul style="list-style-type: none"> ・ 脊柱側弯症の早期発見に向けた検診体制の強化について
生涯学習課	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育行政について <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの家の在り方検討組織の設置について ○ 学校と教師の業務の3分類に係る働き方改革について
教育センター	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校対策について ○ 特別支援教育に携わる教職員の人材育成と支援体制の構築について ○ 教育行政について <ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校の未然防止について
合 計	25	

令和7年12月議会一般質問の概要

() 内は共管課

議員	質問要旨	答弁要旨	担当課
<p>12月4日 熊本 和夫 議員</p>	<p>6 教育行政について (1) 少子化社会における市立小中学校の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化が進行し、今年度、新たに複式学級をもつ小学校が発生するなど、市立小中学校の適正規模・適正配置の検討は待ったなしの状況であると考えますが、検討状況を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年5月1日時点における住民基本台帳から推計した結果、総児童数は6年後の令和13年度には約15%減少することが見込まれるなど、学校の更なる小規模化や新たな複式学級の発生が懸念されるため、適正規模・適正配置の検討は、重要であると認識している。 このため、学校の小規模化による教育上の影響を踏まえた上で、学校の配置や施設の状況、「小中一貫教育・地域学校園」をはじめとする本市教育の特徴などの要素も考慮しながら、本市にふさわしい小中学校のあり方について、検討を進めている。 国においても、学校統廃合の目安などを示した手引の改訂を見据え、議論が進められていることから、その動向を踏まえ、検討を深めていく。 <p>(教育長)</p>	<p>教育企画課</p>
<p>12月 4日 熊本 和夫 議員</p>	<p>6 教育行政について (2) 子どもの家の在り方検討組織の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和11年度からの子どもの家指定管理者については、全ブロック一斉の選定となるが、子どもの家のあり方について総合的に検証・検討をするため、令和8年度において、検証・検討する組織を立ち上げ、本市の子どもの家のあり方を議論するべきと考えるが、見 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の子どもの家は、将来にわたり持続可能で安定した事業とするため、令和3年度より指定管理者制度を導入し、地域・指定管理者・市の三者による意見交換会などの様々な機会を捉え、ご意見やご提案をいただきながら、運営してきたところである。 利用者や地域の皆様からは、多くの好意的な評価をいただいているとともに、本市では、すべての指定管 	<p>生涯学習課</p>

	解を伺う。	<p>理者において、サービス要求水準を満たしていることを適宜、確認しており、制度導入の目的に沿った適切な運営がなされていると受け止めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、子どもの家の運営については、「地域連携のあり方」や「支援員の働く環境」の改善などを求めるご意見もいただいていることから、様々な立場の方々のご意見を伺いながら、事業の総括や課題等の整理を行っていく必要があると考えており、次期指定管理者の選定を見据え、令和8年度からの外部の専門家等のご意見を伺う組織の設置も含め、子どもの家のあり方を検討していく。 <p>(教育委員会事務局長)</p>	
12月4日 熊本 和夫 議員	<p>6 教育行政について</p> <p>(3) 教職員の不祥事について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市教育に対しての信頼を取り戻すべく、本市教育にどのように臨んでいくのか教育長の考えを伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員は次代を担う子どもたちを育む教育という崇高な営みに携わる者として、自らの言動を律し、高い倫理観をもって児童生徒に向き合う必要がある。 <p>全ての教職員が、より一層品位と責任を伴った行動がとれるよう、研修内容の見直しを図るとともに、日頃からの指導を徹底し、再発防止と学校教育への信頼回復に強い決意をもって、全力で取り組んでいく。</p> <p>(教育長)</p>	学 校 教 育 課
12月4日 舟本 肇 議員	<p>4 教育行政について</p> <p>(1) 教職員の働き方改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の働き方改革を進めるにあたり、教育委員会と学校現場との間の連携はどう行われているのか、また、保護者や地域社会との関係性を再構築しながら、教職員の負担軽減と教育環境の質をどう両立していくのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の働き方改革の推進にあたっては、学校現場との連携を図りながら進めることが、重要であると認識している。 このため、本年2学期より、学校の電話の自動音声応答の切り替え時間を原則、勤務時間終了時に前倒したところであるが、その際にも、全小中学校から意見を求めたうえで、その運用を開始したところであり、教職員からは、翌日の授業の準備に集中できるなどの声があり、長時間勤務の縮減や児童生徒と向き合う時間 	学 校 教 育 課

		<p>の確保に効果があったものと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、運用開始に当たっては、引き続き、保護者や地域との円滑な連絡体制を確保するために、必要に応じて、自動音声応答の切り替え時間を延長して対応するよう、学校長に対し、周知を行った。 さらに、勤務時間外の学校への電話連絡に対しては、自動音声応答の中で、市教育委員会に24時間繋がる電話番号を案内することにより、緊急時の連絡体制の構築も行っているところであるが、引き続き、保護者や地域の皆様に理解いただけるよう、機会を捉えて周知していく。 <p>(教育長)</p>	
<p>12月4日 高橋 英樹 議員</p>	<p>7 不登校対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な不登校対策を実施する中で、本市の令和6年度の中学校における不登校生徒数減少の要因をどのように分析しているか伺う。 支援員の配置時間延長について、保護者からの声があるため、来年度に向けて、ニーズに応じた支援員の配置拡充を検討すべきと考えるが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の不登校児童生徒数については、中学校で減少傾向にあるが、小学校で増加していることや中学校で高い水準に留まっていることなどから、不登校対策は喫緊の課題である。 不登校の未然防止のための取組や不登校児童生徒への支援など、総合的な不登校対策を推進してきた成果が表れつつある。 特に、中学校のモデル校5校でメンタルサポーターの勤務を週3日から週5日に拡充し、落ち着いて過ごせる別室を常時開設することで、不登校生徒数の減少が見られ、メンタルサポーターをはじめ、教職員が一人一人の状況に合わせた支援を行うことが生徒の安心感や自信の回復につながったものとする。 今年度より全中学校に配置した校内教育支援センター支援員については、各学校の実情に応じて勤務時間帯を柔軟に設定するとともに、支援員不在の時間帯は教職員が交代で支援するなど、生徒に寄り添った対応を行っている。 	<p>教育センター</p>

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な取組が中学校の不登校生徒数の減少につながっている中で、校内教育支援センター開設による成果があると考えられる。支援員の配置拡充については、支援員が常駐することで生徒の安心感につながることや保護者の要望もあることから、必要性の高い学校に配置するなど、拡充すべきと考えるが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、今年度の校内教育支援センターの運営状況や成果を踏まえた検証を行っていく。 引き続き、児童生徒が安心できる校内の居場所づくりを進めながら、不登校児童生徒の状況に応じた支援を行い、不登校の未然防止や社会的自立に向け、総合的な不登校対策の充実に取り組んでいく。 (教育長) 今年度、全中学校で支援員の勤務日を週5日としたところであり、不登校生徒数や利用生徒の状況、教室復帰率などを踏まえた検証を行っていく。 (教育長) 	
<p>12月4日 成島 隆裕 議員</p>	<p>4 子ども・若者支援について (2) こども性暴力防止法の施行を見据えた対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> こども性暴力防止法施行を見据え、本市として関係機関と連携し、どのように取り組んでいくのか見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育等に関わる職員による性暴力は、こどもの尊厳と権利を著しく侵害するものであり、決して許されない行為であると認識している。 本市の小中学校においては、警察庁作成の資料を活用し、教職員の性暴力防止に係る研修を実施するとともに、児童生徒及び保護者が安心して相談できるよう、全児童生徒に配付し、連絡帳として活用している「宮っ子ダイアリー」を通じて、児童相談所や法務局等が設置する相談窓口を周知している。 また、保育所等においては、こども家庭庁作成の資料を活用し、保育士等に対し虐待防止研修等を実施するとともに、保護者や保育士等が児童への不適切な処 	<p>学 校 教 育 課 (保 育 課) (子ども政策課)</p>

		<p>遇に気付いた際に、相談できる専用ダイヤルを本市に設置し、ホームページ等で周知を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、国から示されるガイドライン及び、過去の性犯罪歴を確認する「こども性暴力防止法関連システム」を活用するとともに、警察や児童相談所等の関係機関との連携強化を図りながら、引き続き、こどもへの性暴力の未然防止に努めていく。 <p>(教育長)</p>	
<p>12月5日 小倉 久美 議員</p>	<p>6 特別支援教育に携わる教職員の人材育成と支援体制の構築について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度から始まった5歳児健康診査や特別支援学級の利用者数の増加を踏まえ、本市として、特別支援教育に携わる教職員の人材育成・研修の充実をどのように図っていくのか見解を伺う。 発達特性に応じた支援を行う上で、子ども発達センターとの連携強化や医療・福祉・教育が一体となった支援体制の構築も重要と考えているが、関係機関との連携方針についても併せて伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする児童生徒が、安心して学校生活を送り、その可能性を最大限に発揮するためには、就学前の支援内容や5歳児健康診査などの情報をもとに、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図ることが重要であると認識している。 このため、本市においては、すべての教職員を対象に、キャリアステージに応じた専門的な知識・技能を習得する研修を実施している。 また、県教育委員会と連携し、特別支援学級担任として中堅・若手教員を任用するほか、県立特別支援学校との人事交流を行うなど、人材育成に努めている。 入学後に一貫した支援を行うため、子ども発達センターと情報共有を継続的に行うとともに、「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」において、「つながるファイル」の活用や、切れ目のない支援体制の構築に向けた、情報共有や意見交換を行っている。 今後も引き続き、一人一人の発達特性に応じた支援を適切に行うことができるよう努める。 <p>(教育長)</p>	<p>教育センター (子ども発達センター)</p>

<p>12月5日 小倉 久美 議員</p>	<p>7 宮っ子の誓いカードの活用機会の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アークタウン宇都宮や民間の施設を含め、子どもたちの興味関心を引き出せるような、体験・運動・歴史学習・自然観察など、多様な学びができる施設をこのカードに追加してはどうかと考えるが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「宮っ子の誓いカード」は、子どもたちが「宮っ子の誓い」を心がけ、様々な体験をしながら、その実践の機会を得られるよう、市内の教育機関や体育施設、歴史文化施設などを掲載し、「宮っ子の誓い」の意識醸成と体験機会の充実を図っているところである。 ・ 「アークタウン宇都宮」や民間の施設を含めた施設の追加は、「宮っ子の誓い」の周知、啓発や子どもたちの体験機会のさらなる拡大に繋がるため、「宮っ子の誓いカード」の趣旨を踏まえながら、検討していく。 (教育委員会事務局長) 	<p>教育企画課</p>
<p>12月5日 小室 かな子 議員</p>	<p>1 義務教育にかかる費用負担の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私費負担を公費負担へ移行していくことが必要であると考えているが、今後どのようにしていくのか伺う。 ・ 修学旅行は義務教育で必要なものだと考えるが、教育委員会での位置づけを伺う。 ・ 修学旅行費用は、子どもの権利保障として公費支払いとすることが良いと考えるが、今後どのようにするか伺う。 ・ 就学援助を利用する保護者が、一時立て替え払いをせずに済む制度設計を求め 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「義務教育の無償」は最高裁判所の判決によって、「授業料の不徴収」と示されるとともに、本市においては、関係法令や他の自治体の取組を参考に「学校徴収金事務の手引き」を策定し、行政が負担すべき公費と、児童生徒の保護者が負担する私費の負担区分を明確に定めていることから、保護者負担となっている私費を公費負担へ移行することは考えていない。 ・ 最終学年の児童生徒が、仲間との絆を深め、普段の学校生活では得られない学びを通して、豊かな感性や多様な価値観を育む大切な学校行事であると考えている。 ・ 「学校徴収金事務の手引き」において、修学旅行の積立金は、保護者が負担するものと定めており、経済的に困難な家庭に対しては、就学援助制度により、修学旅行費を市が全額負担していることから、全児童生徒への公費負担については現時点では考えていない。 ・ 就学援助対象者の認定は、前年の所得金額確定後の毎年6月に行っており、多くの学校で修学旅行費の積立が始まる小学校5学年と中学校2学年の時点で 	<p>学校教育課 学校管理課</p>

	<p>るが、見解を伺う。</p>	<p>は、修学旅行の実施年度における就学援助対象者の特定が困難であり、保護者が修学旅行費を立て替えせずに市が直接負担する制度に変更することは難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者より修学旅行費の積立が困難との相談があった際は、所得状況などを確認し、認定の可能性を判断した上で、直接、旅行事業者に支払いをする場合もある。 <p>(教育長)</p>	
<p>12月8日 岡本 源二郎 議員</p>	<p>6 教育行政について (1) 不登校の未然防止について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市として、小学校の不登校児童数が依然として改善しない背景をどのように分析しているのか、その課題認識を伺う。 今年度から全中学校に開設された校内教育支援センターについて、小学校段階での未然防止に生かすため、小中間の情報共有や支援方針の統一など、どのように連携を進めていくのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 誰一人取り残さない不登校対策推進のためには、児童一人一人の状況に応じた適切な支援を行うことが重要であると認識している。 そのため、居心地の良い学級づくりを土台とした分かる授業やきめ細かな指導に加え、学級担任による日頃からの丁寧な観察や教育相談の実施など、不登校の未然防止に努めてきた。 令和6年度については、小学校における不登校の増加幅が抑制されたものの、不登校児童数は依然として増加傾向にあり、背景として、国の分析や本市の状況を踏まえると、進学や進級による人間関係の変化、教室で学ぶことだけが唯一の選択肢ではないと考える保護者の意識の変化に加え、小学校入学前からのコロナ禍の影響による集団活動の経験不足や、欠席への抵抗感の低下などがあると捉えている。 小学校と中学校で校内教育支援センターの支援方針や好事例を共有し、適切な支援の在り方や具体的な方策の統一を図るとともに、小学校の別室登校支援に生かすなど、小中間で一貫した支援に努めている。 不登校の要因・背景は様々であり、児童生徒の発達の段階に応じて効果的な支援方法も異なると考えられ 	<p>教育センター</p>

		<p>ていることから、今後も引き続き、小学校における効果的な支援の在り方の検討を行うとともに、より早期の段階からの支援の充実を図り、誰一人取り残さない不登校対策を推進していく。</p> <p>(教育長)</p>	
<p>12月8日 岡本 源二郎 議員</p>	<p>6 教育行政について (2) 学習者用デジタル教科書の導入について</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT機器への依存が高まることで、視力への影響や姿勢の問題が生じる懸念に加え、筆記力・表現力の低下の課題解決に向けてどのように考えるか伺う。 デジタル教科書の導入については、国の中央教育審議会では、折衷案など様々な意見があるが、デジタル教科書の導入についての本市の見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ICT機器への依存に係る課題解決のうち、視力や姿勢への影響については、1人1台端末を使用する約束を定め、継続的に指導している。また、筆記力や表現力の低下については、本市では、小学校低学年の児童が新たに文字を習得する段階で、鉛筆で一定の筆圧で書かせる指導に取り組むよう周知するとともに、小学校中学年以降は、端末を活用しながら言葉や図を用いて思考を表現する活動など、発達の段階に応じた指導方法を紹介している。 デジタル教科書の導入については、現時点では、紙とデジタルの両方のよさを併せ持つ、ハイブリッドな形態の教科書の導入を想定しているが、効果的な活用について研究を深めながら、本市児童生徒にふさわしい教科書を採択することができるよう、検討を進めていく。 <p>(教育長)</p>	<p>学 校 教 育 課</p>
<p>12月8日 佐藤 孝明 議員</p>	<p>3 公共施設マネジメントについて (1) 小中学校を核とした地域拠点の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の集約・効率化を検討する際、小中学校の空きスペースを有効活用すべきであり、小中学校を地域の核となる拠点として整備する必要があると考えるが見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設等総合管理計画」において、小・中学校を施設や機能の集約・複合化の核となる施設として位置づけており、余裕教室などを子どもの家や防災備蓄庫、地域住民の交流の場として既に利用している。 今後も、余裕教室の状況を踏まえながら、活用をさ 	<p>政 策 審 議 室 (教育企画課)</p>

		<p>らに進め、地域の拠点にふさわしい施設として、公共施設の集約・複合化を検討していく。</p> <p>(総合政策部長)</p>	
<p>12月8日 佐藤 孝明 議員</p>	<p>4 学校と教師の業務の3分類に係る働き方改革について</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の仕事改革に関する3分類の業務分担の見直しについての市の考え方を伺う。 「学校以外が担うべき業務」について、①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等、②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等、⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応、の5つについて、小中学校における現状と今後の取組について伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、さらなる教育の質の向上を図るためには、責任体制が明確になることに留意しながら、業務の役割分担を見直していく必要があり、その中でも、「学校以外が担うべき業務」に係る取組を進めていくことが重要であると認識している。 「登下校時の通学路における日常的な見守り活動等について」は、各小学校において、平成24年度から地域主体の安全体制として「スクールガードシステム」を順次構築し、日常的に児童の登下校時における立哨及び見守り活動を実施しているところである。今後とも、保護者や地域での見守りを基本として、通学時の安全確保に取り組んでいく。 「放課後から夜間などにおける校外の見回りについて」は、地域の巡回指導員を中心に活動しており、活動内容や回数について、地域の実態に合わせて見直しを図っている。また、「児童生徒が補導された時の対応について」は、原則として、当該保護者が対応している。 「学校徴収金の徴収・管理について」は、徴収金システムの導入やインターネットバンキングの利用により、学校事務の効率化を図っているところである。今後は、口座登録の手続きをWebサービスを利用することで、教職員による関係書類の配付や回収作業を削減するなど事務負担の軽減に向けた取組を進めていく。 「地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等について」は、「魅力ある学校づくり地域協議会」に配置している「地域学校協働活動推進員」を中心に行っている 	<p>学校教育課 (学校健康課) (生涯学習課)</p>

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「登下校時の通学路における日常적인見守り活動等」について、他の自治体ではガードマンを雇って対応している。また、民間企業に依頼できるものは積極的に依頼すべきと考えるが見解を伺う。 学校と教師の業務の3分類に係る働き方改革の19項目のうち、どの項目に特に力を入れていくべきだと考えているか。 	<p>ところであり、今後とも、推進員の主体的な活動を支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応について」は、市教育委員会が、学校と連携して各種事案に対応しており、専門的な判断が必要な場合には、「学校支援アドバイザー」からの指導・助言を得ながら適切かつ丁寧な対応を行っている。 これらの5つの取組により、教員の負担軽減に努めた結果、時間外在校等時間が減少するなど、一定の成果が見られていることから、今後とも、市、学校、地域・保護者が一体となり、児童生徒と向き合う時間の確保に向けた実効性の高い取組を推進していく。 (教育長) 現在、本市においては、ガードマンを導入しておらず、地域の方々や保護者にお願いしている。その他の項目については、民間に依頼できるものがあるかどうかについて、他市の状況を参考にしていく。 「学校以外が担うべき業務」について、最優先で取り組んでいきたいと考えている。 (教育長) 	
<p>12月8日 原ちづる 議員</p>	<p>1 包括的性教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> 義務教育において今行われている性教育について十分と考えているか見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、学習指導要領を踏まえて作成した「性に関する教育の手引」を活用し、発達の段階に応じて、学校教育活動全体を通して指導してきた。特に、思春期に当たる小学校高学年・中学校においては、子ども自身が性暴力に気付き、性犯罪から身を守ることができるよう、指導に取り組んできたところである。 	<p>学校健康課 (子ども政策課)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 年齢に応じて幅広い内容を学ぶ「包括的性教育」をどのようにとらえているか伺う。 子どもにとって「最もよいこと」の実現に取り組むことを掲げている「宮っこを守り・育てる都市宣言」と学習者のウェルビーイングの実現を最終的な目標とする「包括的性教育」は親和性が高いと考えるが見解を伺う。 日本共産党宇都宮市議員団では「包括的性教育」を本市でも取り入れることを繰り返し求めており、子どもの性被害の実態から、待ったなしと考えるが、本市 	<p>また、本市独自の取組として、中学生を対象として、助産師が、性と健康に対する知識や情報を提供する「性といのちの健康教育」を実施しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、市医師会に所属する産婦人科医の協力をいただき、市立全中学校の3年生を対象とした「性教育サポート事業」を実施し、性に関する理解を深める機会を提供しているところである。本市の義務教育における性教育については、成長の過程で直面する課題に対して、適切に意思決定する能力や行動を選択する力の育成につながっているものと考えている。 「包括的性教育」については、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づいた、人権尊重を基盤とした教育であり、幼児期から発達段階に応じて取り組んでいくものとされているところである。本市においては、これらの内容を発達の段階に応じて繰り返し学ぶことは、人権教育の観点からも重要であると考えている。 本市においては、令和6年2月に「宮っこを守り・育てる都市宣言」を制定したところである。この宣言においては、子どもが個人として尊重され、子どもにとって、最もよいことを子どもと一緒に考え、その実現に取り組むことを盛り込んでおり、包括的性教育については、こうした宣言の趣旨に合った取組であると考える。 本市においては、学習指導要領を踏まえて作成した手引きを活用しながら、発達の段階に応じて性に関する教育に取り組んできたところであり、引き続き、学校教育活動全体を通して、これまでの取組を着実に推 	
--	--	--	--

	<p>また、取り入れない場合、市としての新たな取組について伺う。</p> <p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科で行われている性教育の時間数について伺う。 包括的性教育を実施したい学校はないのか。実施する場合の市の見解を伺う。 性交については、はどめ規定により取り扱っていないが、学習指導要領を超えた指導が子どもを守ることに繋がると考えるが見解を伺う。 性交についてきちんと教えることが自分自身を守ることに繋がるのであり、包括的性教育を授業として取り扱うことが大切だと考えるが見解を伺う。 市として、新しいことに取り組む考えはあるのか見解を伺う。 子供を守るために本市においても包括的性教育を進めてほしいと考えるが見解を伺う。 	<p>成・向上を図っていく。</p> <p>(教育長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科や道徳・総合的な学習の時間などにおいて学習しており、それらを合計したものが性に関する指導の時間数である。 本市では、包括的性教育を実施していないというわけではなく、「性に関する学習の手引」を活用し、包括的性教育の考えに沿った教育を行っている。 学習指導要領に定められた内容を指導していく。 「生命の安全教育」を正しく理解し、「性に関する教育の手引」に基づいて指導していく。 これまでの取組を推進していく。 性被害や性暴力が及ぼす影響について正しく理解していけるよう、「生命の安全教育」の内容を推進していく。 <p>(教育長)</p>	
<p>12月8日 石川 京樹 議員</p>	<p>1 女性活躍推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別に縛られず将来を自由に描けるよう、学校や地域でのアンコンシャス・バイアスに関する教育・啓発をどのように進めていくのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、小学生向け教育参考資料「かがやき」を学校、家庭等で活用できるようリニューアルするなど、子どもたちの男女共同参画意識の醸成を図っている。 また、各学校においては、「宮・未来キャリア教育」を推進し、社会科見学や社会体験活動等を通して、働 	<p>女性活躍推進課 (学校教育課)</p>

		<p>を推進し、社会科見学や社会体験活動等を通して、働くことの大切さや生き方の多様性に触れることにより、児童生徒が性別に縛られることなく、自分の意思で、自己の在り方や生き方についての考えを深められるよう、指導の充実に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、こうした取組に加え、性別にかかわらず、誰もが希望に沿った進路・職業を選択できるよう、大学や企業等と連携し、様々な施策・事業の充実強化に取り組んでいく。 <p style="text-align: right;">(総合政策部長)</p>	
<p>12月9日 今野 哲也 議員</p>	<p>7 学校給食費無償化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の「特色ある給食」を実施していくにあたり、現在検討されている上限額では賄いきれない部分について、どのように手当てをしていくのか伺う。 ・ 国の制度の対象外となることが予想される中学校における補助について、どのような方針で臨むのか伺う。 ・ 県と市の費用負担の整理など、今後ど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食については、子どもたちの成長や健康維持にとって重要な役割を果たしており、居住地域に関係なく、全国で平等な教育環境として一定水準の確保が求められることから、給食費無償化については、国において、全国一律に実施すべきものと考えている。 ・ こうした中、本年10月の内閣総理大臣の所信表明演説において、令和8年度からの給食無償化の実施が表明されたことから、現在、国において、具体的な制度設計が進められているものと認識している。 ・ 上限を超過する費用の負担については、今後、明らかになる国の制度設計や賃金・物価などの社会経済の動向等を総合的に勘案しながら、検討していく。 ・ 今年度から開始した「保護者給食費負担軽減事業」については、国の給食費無償化に先立ち、市独自の保護者負担軽減策として実施しているところであるが、現在、国において小学校を念頭に置いた給食費無償化の議論が進められていることから、今後、国や県の動向を踏まえ、判断していく。 ・ 本市においては、本年11月に、栃木県市長会を通 	<p>学 校 健 康 課</p>

	<p>のように県と調整していくのか伺う。</p>	<p>じて、栃木県に対し、給食費無償化における具体策の早期構築及び小中学校の同時実施についての国への強い働きかけや、国の給食費無償化の実施が遅れる場合には、栃木県が独自の対応策を検討するよう要望したところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> このような中、現在、栃木県においては、国と情報共有を図りながら、給食費無償化に向けた対応を検討していると伺っていることから、本市としては、引き続き、栃木県や県内市町と連携しながら、調整を進めていく。 <p>(教育委員会事務局長)</p>	
<p>12月9日 若林 芽育 議員</p>	<p>3 保健福祉行政について (3) 脊柱側弯症の早期発見に向けた検診体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> 脊柱側弯症に悩む思春期の児童や生徒の身体的、心理的な負担を軽減するために、学校検診において、早期発見・早期治療につながる手軽な検査機器を活用した検診を検討すべきと考えるが、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器を活用した検診については、疾病の診断に必要な正確な検査データの提供や、早期発見・早期治療による思春期における児童生徒の心身の負担軽減などの効果が見込まれることから、今年度より、市医師会、側弯症専門医、市教育委員会の三者において、機器の有用性や本市における検診体制のあり方、事業実施上の課題などについて検証を開始したところである。 今後については、こうした議論を踏まえるとともに、先進自治体の事例などを参考にしながら、市医師会等と連携・協力し、小・中学校における検査機器を活用した効果的な検査の実施方法を検討していく。 <p>(教育委員会事務局長)</p>	<p>学 校 健 康 課</p>

<p>12月9日 若林 芽育 議員</p>	<p>4 小中学校における余裕教室の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中学校の余裕教室を地域のために活用することは、子どもや高齢者の元気や住民同士の絆を深めることなどにつながると考えるが、本市としてはどのように取り組んでいくのか、見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に伴う児童生徒数の減少により、余裕教室が生じている中、国においては、余裕教室の有効活用を推奨しており、「余裕教室を子どもと高齢者とのふれあいの場として活用していくこと」は、世代間交流の促進にもつながる大切な視点であると考えている。 本市においては、普通学級として使用されなくなった教室については、これまで、習熟度別学習や「かがやきルーム」「校内教育支援センター」として活用するなど、転用を図ってきた。 また、それ以外の余裕教室については、「子どもの家」や「地域開放室」として活用しているほか、「障がい者福祉施設」として転用してきたところである。 今後、余裕教室の地域のための活用に向けては、セキュリティ上の問題や、児童生徒の安全面の配慮などの課題が挙げられるが、各学校の余裕教室の使用状況などを考慮し、地域関係者のご意見も伺いながら、検討していく。 <p>(教育委員会事務局長)</p>	<p>学 校 管 理 課</p>
<p>12月9日 若林 芽育 議員</p>	<p>5 本のまちづくりについて (2) 子どもの読書の質の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの読書の質の向上を図ることは、学習能力の向上や豊かな人間形成、将来の選択肢を増やすことにつながると思うが、本市では今後どのように取り組んでいくのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、児童生徒の読書の幅を広げるため、学校図書館司書が中心となり、多様な本が掲載されたリストの作成や、人間関係づくりやキャリア形成に関する本を集めた特設コーナーの設置など、児童生徒が豊かな心や人間性、自己実現に向けて努力する態度を養うことができるよう、学校図書館の環境整備に取り組んでいる。 	<p>学 校 教 育 課</p>

	<p>(再質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> 教科書と関連する本を読んで紹介する取組とは具体的にどのような取組か。 その取組は授業の中で行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習活動では、授業の内容や児童生徒の関心に応じて準備した本の活用や、児童生徒が教科書と関連する本を主体的に探し、紹介する活動を展開するなど、思考力や表現力を養うことができるよう、指導の充実に努めている。 今後は、様々なジャンルの本を読む取組や更なる読書意欲を喚起する取組など、より主体的に幅広く読書するための有効な取組について学校図書館司書の研修会で話し合い、各学校において実践するなど、読書の質の向上に向けた取組を推進していく。 (教育長) 授業の内容について調べたいことを本で探す活動や、同じ作者の別の作品を探す活動を通して本を読み、友達に紹介する取組である。 授業の中で行うこともあれば、授業外の取組として行うこともあり、各学校の実情に合わせて実施している。 (教育長) 	
<p>12月9日 小林 紀夫 議員</p>	<p>2 地域学校園と地域とのさらなる連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市においても、地域学校園の取り組みに、地域行政機関である地区市民センターや地域コミュニティセンターが積極的に参画することで、さらなる子どもの地域活動の幅が広がると考えるが、本市の考えを伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> 本市においては、「地域とともにある学校づくり」を推進しており、各学校においては、地区市民センター等と連携を図りながら、合同防災訓練を実施したり、児童生徒の郷土愛を醸成する教育に取り組んでいるところである。 「地域学校園の取組と地域行政機関の連携」については、本市においても、地域の方々との交流の活性化や、児童生徒の地域を愛する心情の育成が期待できることから、地域学校園と地域との連携のあり方について、第3次宇都宮市学校教育推進計画の策定に併せて、他の先行自治体の情報収集等を行い、研究していく。 (教育長) 	<p>学 校 教 育 課</p>

<p>12月9日 小林 紀夫 議員</p>	<p>6 平和教育について (1) 修学旅行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄をはじめとした戦争の傷跡を修学旅行としてめぐるとは大切だと思うが見解を伺う。 ・ 特に、沖縄への修学旅行については、多額の経費がかかり十分な検討が必要になるが、平和教育の一環として、その一部を市が補助するなども考えてみてはどうか見解を伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「沖縄をはじめとした戦争の傷跡を修学旅行としてめぐること」については、児童生徒が平和について思いを馳せる貴重な機会となり、教育活動として有意義であると考えていることから、修学旅行を学びの場とするための多様な行先について情報提供するなどして、各学校の取組を支援していく。 ・ 「修学旅行の費用を一部補助すること」については、本市においては、「学校徴収金事務の手引き」において、修学旅行の費用は保護者負担と定めており、現時点では、市による補助は難しいものと考えている。 ・ 今後も、社会科の授業を中心に、児童生徒が、文献や写真、映像資料などの教材に触れることを通して、実感を伴いながら平和の意義について自ら考え、よりよい社会を築いていこうとする態度の育成に努めていく。 <p style="text-align: right;">(教育長)</p>	<p>学 校 教 育 課</p>
<p>12月9日 小林 紀夫 議員</p>	<p>6 平和教育について (2) 慰霊碑の清掃活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 慰霊碑等の清掃を行うなど、慰霊碑にかかわることで、平和の思い、優しい心の育成、地域に感謝する心など、様々な教育効果があるのではないかと考えるが、今後どのように取り組んでいくのか伺う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「慰霊碑の清掃活動」は、児童生徒が戦争や平和と向き合うきっかけになると考えているが、地域の方々との連絡調整や慰霊碑等の老朽化に伴う安全性の確保など、実施上の課題があるものと捉えている。 ・ 本市においては、郷土への認識を深め、愛情や誇りを育む「宇都宮学」を全ての小中学校において実施しており、中学校版の副読本では、本市の戦災資料を多く掲載し、戦争の記憶の継承に取り組んでいる。 ・ 今後とも、地域に根差した資料を活用しながら、平 	<p>学 校 教 育 課</p>

		和教育を着実に推進し，平和の実現を心から願い，他者と協働できる児童生徒の育成に努めていく。 (教育長)	
--	--	--	--

報告第63号

上河内中学校における校舎長寿命化改修工事の完了について
上河内中学校における校舎長寿命化改修工事の完了について、次のよう
に報告する。

令和7年12月24日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

上河内中学校における校舎長寿命化改修工事の完了について

1 長寿命化改修工事の経過

- 本市が有する学校施設94校（小学校69校，中学校25校）のうち，約4割の建物が建築後45年を経過するなど，老朽化が進行しており，その対策は，学校施設を日常的に利用する児童生徒の安全や快適な教育環境を確保するうえで，最も重要かつ喫緊の課題となっている。
- 本市においては「宇都宮市学校施設長寿命化計画」を策定し，今ある建物を可能な限り活用し，迅速かつ効率的に建物の安全性の確保や施設機能の回復などを図る長寿命化改修工事を推進している。

2 上河内中学校の概要

建築 【面積】	北校舎：昭和41年築【3,055㎡】 南校舎：昭和42年築【692㎡】 技術棟・配膳棟：昭和43年築【372㎡】
所在	宇都宮市中里町162
生徒数 学級数	259人 通常学級9，特別支援学級2【令和7年5月1日現在】

3 改修工事の概要

(1) 整備内容

- 壁：改修による施設の耐久性向上，ひび割れ等の補修・塗装
- 天井：張替え・塗装 など（詳細は【参考写真】）

(2) 工事スケジュール

令和5年 6月～令和6年1月	実施設計（有限会社 山崎企画設計）
令和6年 8月～令和6年12月	仮設校舎建設
令和7年 1月～令和7年12月	校舎長寿命化改修工事
令和7年12月～令和8年1月	仮設校舎から校舎への物品移設
令和8年1月8日	改修後校舎の全面利用開始
令和7年12月～令和8年3月	仮設校舎解体

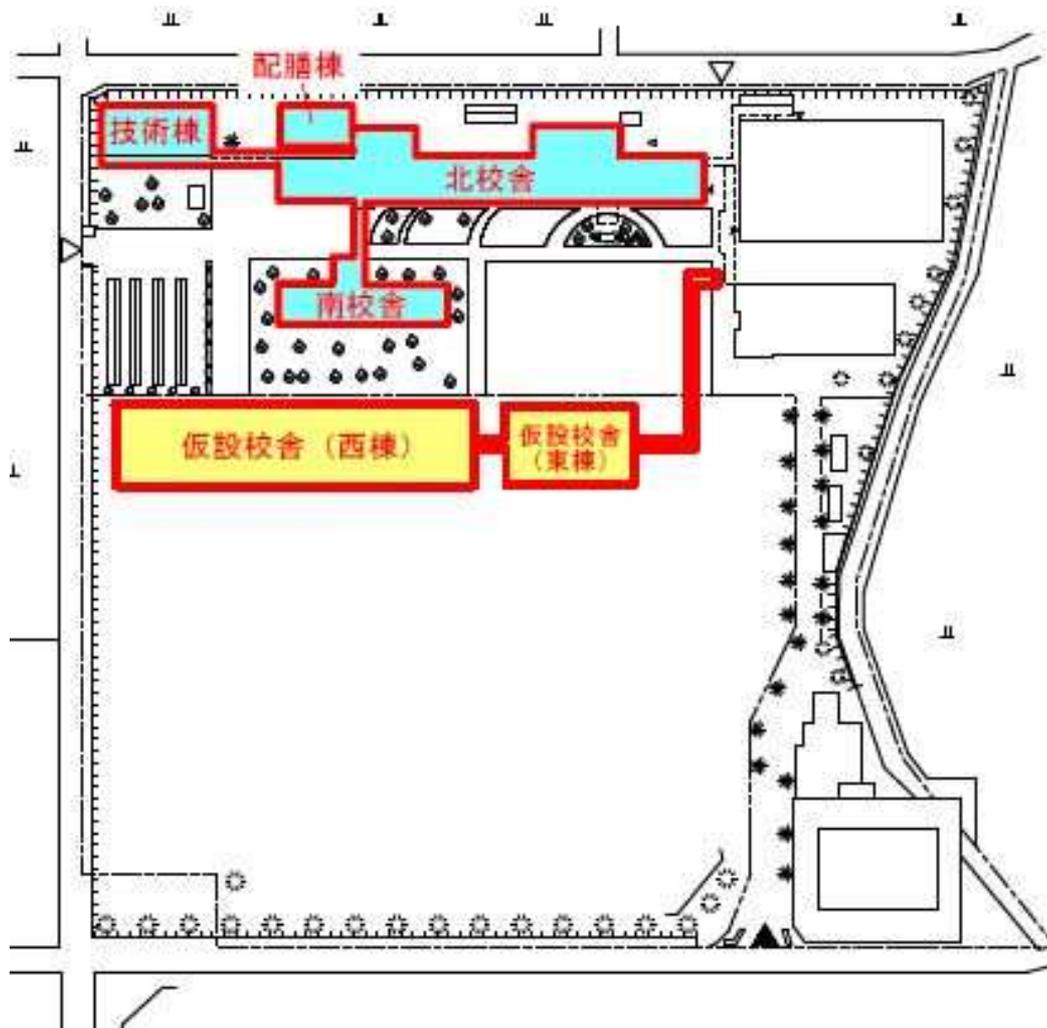
(3) 施工事業者

- 【建築】日豊晋豊岩村建設共同企業体
- 【機械】和田工業株式会社
- 【電気】光陽エンジニアリング株式会社
- 【火報】さくら防災株式会社
- 【放送】とちぎエレクトクス株式会社
- 【仮設校舎賃借】大和リース株式会社

(4) 予算額（令和6～7年度継続費）

令和6年度	434,615千円
令和7年度	918,976千円
計	1,353,591千円

(5) 位置図



(6) 外観（改修後）



【参考写真】

No.	部位	整備内容
1	外壁	外壁の改修による施設の耐久性向上 (左：改修前, 右：改修後)
		 
2	主要な設備機器	更 新：受水槽，給排水管，排水管，照明（LED化） 部分更新：放送設備，受変電設備
3	床・内壁	床：表面の研磨，一部張替え（塩化ビニルシート張り） 壁：ひび割れ等の補修・塗装，天井：張替え・塗装 など (左：改修前, 右：改修後)
		 
4	トイレ	トイレ全体の改修 湿式トイレは全てドライ化・洋式化 (左：改修前, 右：改修後)
		 
5	バリアフリー	段差解消やスロープ設置によるバリアフリー性の向上 (改修後)
		 

報告第65号

市長の権限に属する事務の委任等及び委員会等との間における事務の補助執行に関する規則の一部改正

市長の権限に属する事務の委任等及び委員会等との間における事務の補助執行に関する規則の一部改正について、次のように報告する。

令和7年12月24日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

市長の権限に属する事務の委任等及び委員会等との間における事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

宇都宮市長 佐藤 栄一

宇都宮市規則第37号

市長の権限に属する事務の委任等及び委員会等との間における事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の委任等及び委員会等との間における事務の補助執行に関する規則（昭和41年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号を次のように改める。

(5) 児童福祉法（以下この号において「法」という。）に関する事務（アからクまでに掲げる事務にあつては、法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に関するものに限る。）

ア 法第33条の12第1項の規定による通告に関すること。

イ 法第33条の12第4項の規定による届出に関すること。

ウ 法第33条の14第1項の規定による通知に関すること。

エ 法第33条の14第2項及び第3項の規定による措置に関すること。

オ 法第33条の15第1項の規定による審議会等への報告に関すること。

カ 法第33条の16第1項の規定による報告に関すること。

キ 法第33条の16の2第1項の規定による通知に関すること。

ク 法第33条の16の2第2項の規定による措置に関すること。

ケ 法第34条の8第2項から第4項までの規定による届出に関すること。

コ 法第34条の8の3第1項の規定による報告の求め、質問、立入り又は検査に関すること。

サ 法第34条の8の3第3項の規定による命令に関すること。

シ 法第34条の8の3第4項の規定による事業の制限又は停止の命令に関すること。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

児童福祉法の一部改正に伴う市長から教育委員会への事務委任事項の追加について

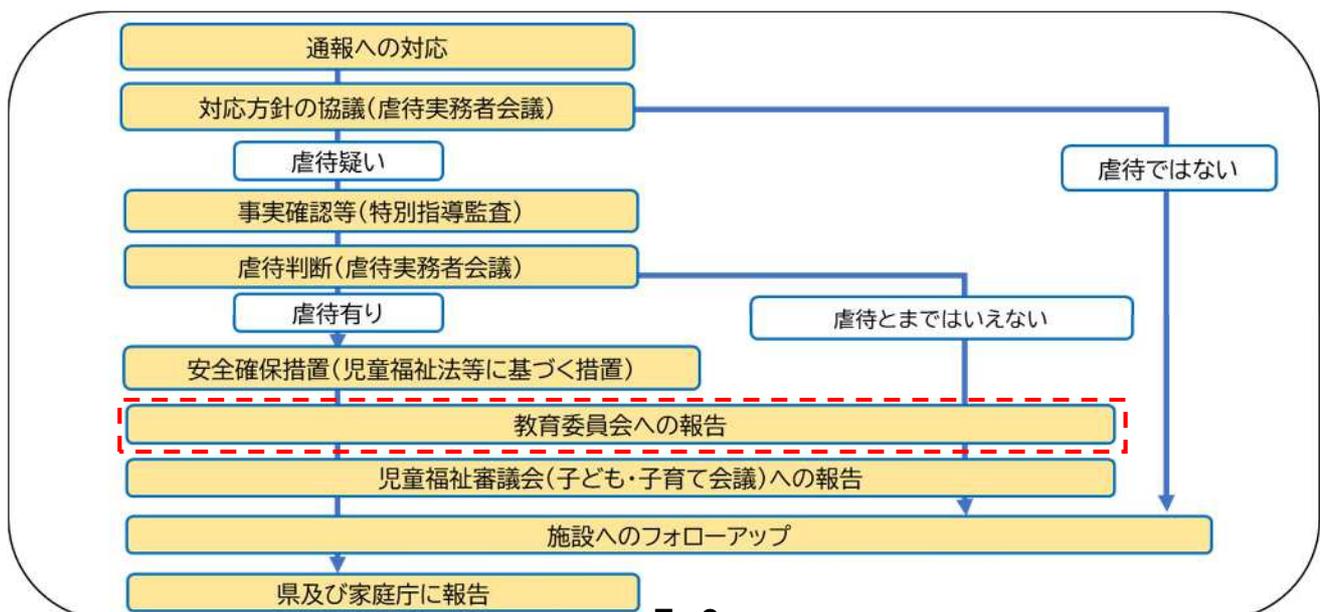
児童福祉法の一部改正に伴い、本年10月から、保育所等に従事する職員による児童への虐待について、発見時の通報の義務化等がされ、下記の規定が設けられたことから、放課後児童健全育成事業について市長から教育委員会への委任事項に追加されることとなったもの

1 児童福祉法の改正に伴い設けられた主な規定について

- ・法第33条の12第1項及び第4項
⇒虐待を受けたと思われる児童を発見した者または児童本人の通報
- ・法第33条の14第1項から第3項
⇒所管行政庁（本市）による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・法第33条の15第1項
⇒所管行政庁（本市）が行った措置に対する児童福祉審議会等（子ども・子育て会議）への報告
- ・法第33条の16第1項及び16の2第1項、第2項
⇒所管行政庁（本市）が行った措置状況等について都道府県知事への報告・通知

2 通報対応フローについて（虐待発生時の対応イメージ）

虐待発生時の対応については、施設の所管課で実施していくことから、子どもの家の支援員等による虐待については、生涯学習課にて、虐待の通報の受理から県へ報告までの一連の流れで以下のとおり対応する。



第18回うつのみや人づくりフォーラムの実施結果について

- 1 **開催日** 令和7年11月29日（土）
午前10時～午後2時30分
- 2 **会場** 南図書館
- 3 **主催** うつのみや人づくり推進委員会
（委員長：日野圭子）
- 4 **来場者** 約5,100人
- 5 **内容**



（１）ステージイベント

① 人づくり講演会

人づくりについて知識を深め、行動を起こすきっかけとする。

講師 平野 早矢香 氏（元卓球日本代表）

演題：「昨日の自分より一歩前へ～卓球から学んだ挑戦することの大切さ～」

聴講人数：163人



② 輝け！宮っこドリームステージ

幅広い世代がイベントに参加できる機会とし、日頃の練習等の成果を披露することで、自己肯定感を高め、人づくりの取組の意欲向上を図る。

<出演団体>

- ・みやにこ・あかつき（中国伝統楽器二胡による演奏）
- ・New Light Saxophone Orchestra（サクソオーケストラ）
- ・ことぶきハーモニカ・アンサンブル（ハーモニカ演奏）
- ・ガウリ&マリーチ（南インド古典舞踊バラタナテイヤム）
- ・フジ アンサンブル メイツ（ハーモニカ演奏）
- ・オカリナボンジュール（オカリナ演奏 アンサンブル）
- ・絆翔～HY～（よさこいパフォーマンス）



ことぶきハーモニカ・アンサンブル



ガウリ&マリーチ

※ ほかに感謝状贈呈式を実施

(2) 宮っ子ジョブタウン（15ブース）

子どもたちが職業体験を通して人との関わり大切さや社会の仕組みなどを学び、豊かな職業観や勤労観を養うきっかけとする。

No.	体験内容	参画企業	体験人数 (延べ)
1	保育士体験	宇都宮市私立保育園協会	62人
2	健康診断体験	宇都宮市医療保健事業団	31人
3	クリスマス飾りづくり	宇都宮地区幼稚園連合会	69人
4	ヤクルトレディ体験	宇都宮ヤクルト販売(株)	54人
5	カメラマン体験	サトーカメラ(株)	10人
6	美容師体験	ビューティーアトリエ	37人
7	ボッチャ体験	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	40人
8	プログラミング体験	とちぎeスポーツフェスタ2025	23人
9	エンジニア体験	栃木トヨペット(株)	92人
10	警察官体験	宇都宮南警察署	約250人
11	消防士体験	南消防署	約350人
12	「宮っ子」の声を聞かせて♪	宇都宮市子ども政策課	約200人
13	科学実験体験	宇都宮東高等学校・附属中学校	約300人
14	宇宙飛行士体験	株式会社 amulapo	約150人
15	配管工事体験	宇都宮市管工事業協同組合青年部会	約165人

合計 約1835人（延べ）



プログラミング体験



科学実験体験



エンジニア体験



配管工事体験

(3) パネル展示

各団体の人づくりの取組を参加者に周知し、意識の啓発に繋げる。

- ・人づくり推進委員会構成団体の活動紹介（9団体）
- ・「教育で選ばれるまち 宇都宮」の紹介
- ・「子どもの手本となる50の言葉ここがすごい！大人の行動コンクール」受賞作品の漫画



※令和8年1月5日～1月9日の間、市役所1階市民ホールでも実施予定

(4) 宮っ子の誓いスタンプラリー

楽しみながら、宮っ子の誓いを改めて知る機会にする。



令和７年度 教育支援者への感謝状の贈呈について

1 制度の目的

学校教育への支援や地域における子どもの育成活動を実践している個人・団体（企業を含む。）に対し、教育委員会がその活動に対し感謝の意を表すとともに、教育支援者の意欲の向上と地域における学校教育等への支援意識の高揚を図り、ひいては地域ぐるみの子育てに資することを目的に、平成２６年度より実施しているもの

2 選考基準等

(1) 対象者

学校教育への支援活動や地域活動において、子どもの育成に関わる支援を原則５年以上実践し、市内に主な活動拠点がある個人・団体のうち、活動頻度、活動内容などを総合的に判断し、功績が特に顕著であるもの

(2) 対象となる活動内容

ア 学校支援ボランティア，魅力ある学校づくり地域協議会及びPTAの役員等としての，学校教育への支援活動

イ 宮っ子ステーション推進委員，放課後子ども教室の活動へのボランティア等としての，地域における子どもの育成活動

ウ その他（学校等への土地の無償貸与，寄附，自然保護 など）

(3) 選考

上記選考基準に該当する対象者について、各小中学校、魅力ある学校づくり地域協議会及び教育委員会事務局から推薦を受け、選考委員会にて審査を行い、受賞者を決定

3 令和７年度感謝状の贈呈について

(1) 受賞者

78者（個人70名，団体8組）を受賞者として決定

[活動内容別の内訳]

主な活動内容	個人	団体	合計
①ー1 学校支援ボランティア	34	2	36
①ー2 魅力協，PTA等の役員	29	0	29
② 宮っ子ステーション，放課後子ども教室における育成活動	4	5	9
③ その他（土地の無償貸与，寄附，自然保護 など）	3	1	4
合計	70	8	78

参考：実績（過去の受賞者数）

年度	個人	団体	計
R01	71	21	92
R02	62	14	76
R03	63	7	70
R04	70	8	78
R05	76	5	81
R06	70	6	76

(2) 贈呈式

- ・ 日 時：令和7年11月29日（土） 午後1時40分～午後2時10分
- ・ 会 場：南函書館サザンクロスホール
（「うつのみや人づくりフォーラム」において実施）
- ・ 出席者：受賞者78者中56者出席

(3) 受賞者代表（敬称略）

贈呈式当日は、下記代表者へ感謝状を贈呈

主な活動内容	推薦者	氏名
①-1 学校支援ボランティア	城東小	吉田 京子
	学校健康課	平石農産物直売所
①-2 魅力協，PTA等の役員	瑞穂台小	永山 和男
② 宮っ子ステーション，放課後 子ども教室における育成活動 ③ その他（土地の無償貸与，寄 附，自然保護 など）	戸祭小	戸祭地区青少年育成会

（参考）令和7年度教育支援者感謝状贈呈式の様子



令和7年度 宇都宮市社会教育振興貢献団体への感謝状の贈呈について

1 制度の目的

企業等の有する専門性を生かして長きにわたり教育委員会と共同で講座を実施し、本市の社会教育推進に大きく貢献された企業等へ感謝の意を表すものとして、平成29年度より実施しているもの

2 選考基準

「宇都宮市社会教育振興に関する表彰状感謝状贈呈の基準」に基づき、教育委員会と共同で講座を5年以上開催し、その功績が顕著であると認めた、市内に主な活動拠点がある企業や組織・団体等

※講師謝金により依頼した企業等は除く

※原則、国・地方公共団体の社会教育施設や、本市から補助金等を交付している団体は除く

3 令和7年度 感謝状贈呈対象団体一覧

	企業・団体名	主な連携・協力先	主な連携内容	市との連携実績
①	雀宮郷土史研究会	雀宮生涯学習センター 横川生涯学習センター	雀宮生涯学習センターとの共催事業「雀宮の歴史を学ぶ」	平成29年度～

4 感謝状贈呈式

令和7年11月29日（土）開催の「うつのみや人づくりフォーラム」において、「教育支援者への感謝状贈呈式」と合同で実施

（参考）令和2年度感謝状贈呈企業等（令和2年11月21日贈呈）

- ・ 株式会社アキモ
- ・ 株式会社ウエルシーライフラボ
- ・ 株式会社サニクリーン宇都宮

（参考）令和7年度社会教育振興貢献団体感謝状贈呈式の様子

